

## 須賀川市監査委員告示第4号

令和7年度定期監査(学校監査)の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和7年12月25日

須賀川市監査委員 宗形 充

須賀川市監査委員 鈴木 正勝

1 準拠基準 須賀川市監査基準

2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく監査

3 監査の対象 第三小学校、岩瀬中学校、稲田学園

4 監査の着眼点及び主な実施内容

財務等に関する学校事務の執行が適正かつ効果的に行われているかに加え、現金・備品の管理、その他想定されるリスクを主眼とした。

実施にあたっては、監査資料の提出を求め事前審査した後、対象校にて関係職員へ質疑を行った。また、主に次の項目について実地確認を行った。

・安全管理対策 ・危険物の管理 ・AEDの設置状況

・個人情報の取り扱い状況 ・現金等の管理状況 ・鍵の保管状況

5 監査の期間

令和7年10月22日から12月25日まで

6 監査の結果

監査の結果、現金及び備品の管理、安全管理対策等について、概ね適正に実施されていると認められた。